

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定める
事業者報告書制度及び改善勧告等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、以下の各号に掲げる者における廃棄物の発生抑制等を図るために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 条例第18条第1項各号に掲げる者
- (2) 条例第20条に規定する事業用大規模建築物の所有者及び第24条第1項に規定する事業用大規模建築物建築主（以下「所有者等」という。）
- (3) 条例第26条第1項に規定する特定食品関連事業者

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び規則において使用する用語の例による。

- 2 前項のほか、「事業者報告書制度」とは、条例第17条第1項に規定する報告書及び計画に係る制度、条例第21条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画に係る制度及び条例第26条第2項に規定する特定食品関連事業者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画に係る制度の総称をいう。

(2R取組等事業者報告書兼計画の作成及び提出)

第3条 規則第3条第2項に規定する別に定める様式は、2R取組等事業者報告書兼計画書（第1号様式）とする。

- 2 条例17条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 物品小売業者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）、店舗等の一覧（第3号様式）、資源物の店頭回収実施状況（第4号様式）
 - (2) 飲食店業者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）、店舗等の一覧（第3号様式）
 - (3) 旅館業者等 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）
 - (4) 大学 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）

(事業用大規模建築物の所有者の範囲)

第4条 事業用大規模建築物の所有者とは、その建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、事業用大規模建築物の共有

者又は区分所有者の中から選んだ代表者

- (3) 事業用大規模建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有しているもの
- (4) 事業用大規模建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(事業用大規模建築物減量計画の作成及び提出)

第5条 規則第5条第1項に規定する別に定める様式は、事業用大規模建築物減量計画書(第5号様式)とする。

- 2 規則第5条第2項に規定する書類は、前年度の廃棄物の発生量等の実績(第2号様式)とする。

(廃棄物管理責任者の選任)

第6条 事業用大規模建築物の所有者は、1の事業用大規模建築物につき条例第22条第1項に規定する廃棄物管理責任者を1名選任しなければならない。

- 2 前項の選任に当たっては、廃棄物管理責任者が、同時に複数の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、その業務を遂行するに当たり、特に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 3 廃棄物管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の種類、発生量、処理の方法等の把握に関すること。
 - (2) 事業用大規模建築物の占有者、利用者等に対する事業系廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進による減量のための啓発及び指導に関すること。
 - (3) 保管場所の管理に関すること。
 - (4) 事業用大規模建築物の所有者、占有者、廃棄物処理業者等との連絡及び調整に関すること。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第7条 条例第25条第1項に規定する保管場所は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 収集車両の横付けが可能であること。ただし、これにより難しい場合は、他の方法により、収集車両への積込み作業が安全、かつ、効率的に行われる位置に設置されていること。
- (2) 保管場所への収集車両の進入路が収集車両の進入に支障のない構造であること。
- (3) 事業用大規模建築物の規模、業種、事業系廃棄物の回収間隔、再生利用をする事業系廃棄物の品目等を十分考慮して、予測される排出量を保管す

ることができる広さであること。

- (4) 保管場所において分別作業を行う場合にあっては、当該作業を行う広さがあること。
- (5) 事業系廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは悪臭を発生し、又は事業系廃棄物に雨水が流入しないように必要な措置が講じられていること。
- (6) 原則として、洗浄設備及び排水設備を設けること。
- (7) 収集車両への積込み作業の安全を確保するために、照明等必要な措置が講じられていること。
- (8) 再生利用をする事業系廃棄物と再生利用をしない事業系廃棄物を同一の保管場所に保管する場合は、それぞれの事業系廃棄物が混合しないように区分することができること。
- (9) 再生利用をする事業系廃棄物の保管場所は、必要に応じて間仕切り又は柵を設置すること等により、品目ごとに分別して保管できるようにすること。
- (10) 新聞、ダンボール等の可燃物の保管場所は、防火対策に十分留意すること。
- (11) 特別な管理が必要な事業系廃棄物については、別に保管場所を確保すること。
- (12) 事業用大規模建築物の敷地外の場所に保管場所を設置しようとするときは、別途協議すること。

(特定食品関連事業者減量計画の作成及び提出)

第8条 規則第10条第1項に規定する別に定める様式は、特定食品関連事業者減量計画書（第6号様式）とする。

2 規則第10条第2項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第1号に掲げる者又は同項第2号に規定する飲食店業を行う者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）、店舗等の一覧（第3号様式）
- (2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第2号に規定する食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者 前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）

(改善勧告)

第9条 条例第18条第1項及び第27条第1項の規定による改善勧告は、改善勧告書（第7号様式）を条例第18条第1項各号に掲げる者、所有者等又は特定食品関連事業者に交付することにより行うものとする。

2 前項の改善勧告を受けた者は、その改善勧告に従い、市長が指定する期限までに必要な措置を講じるとともに、当該措置を講じたときは、速やかに、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第18条第1項各号に掲げる者又は特定食品関連事業者 措置完了届（第8号様式）
- (2) 所有者等 措置完了届（第9号様式）

（公表）

第10条 条例第18条第2項及び第27条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号ア～キに掲げる事項について、ホームページ（京都市情報館）に掲載することにより行うものとする。

- (1) 条例第18条第1項各号に掲げる者又は特定食品関連事業者
 - ア 改善勧告に従わなかった者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - イ 改善勧告の内容
 - ウ 改善勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
 - エ ウの期限までに必要な措置が講じられなかった事実
 - オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 所有者等
 - ア 建築物の名称及び所在地
 - イ 改善勧告に従わなかった所有者等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - ウ 廃棄物管理責任者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
 - エ 改善勧告の内容
 - オ 改善勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
 - カ オの期限までに必要な措置が講じられなかった事実
 - キ その他市長が必要と認める事項

2 市長は、公表に当たっては、あらかじめ次の各号に掲げる者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面により公表する旨を通知しなければならない。

- (1) 条例第18条第1項各号に掲げる者又は特定食品関連事業者 公表に関する通知書（第10号様式）
- (2) 所有者等 公表に関する通知書（第11号様式）

3 市長は、前項の通知をした日から相当期間経過後に公表する。

（受入れ拒否）

第11条 市長は、条例第28条の規定により受入れを拒否しようとするときは、あらかじめ、所有者等に対し、受入れ拒否通知書（第12号様式）により受入れを拒否することを通知するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項に定める前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）は、令和8年8月31日を提出期限とする2R取組等事業者報告書兼計画書に添える書類の提出に限り、任意提出とする。

2R取組等事業者報告書兼計画書【物品小売業者】

(宛先)		京都市長
提出年月日(年/月/日)		
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称	
	代表者名	
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号	
	住所	
連絡窓口担当者	所属部署名	
	氏名	
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)	
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail(代表メールアドレス)	

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。

計画の年度		
名称(屋号等)		
主たる業種分類の詳細		
店舗等の数		
事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)		
取組の実施状況(実施したもの又は実施予定のものに「○」)		
取組項目	前年度の実績	今年度の計画
1 ごみの少ない買い物行動や商品選択などの呼び掛け		
2 ごみの分別を促す呼び掛け		
3 レジ袋の有料化又は特定レジ袋への移行		
4 レジ袋の要否及び必要枚数の確認		
5 容器包装の少ない商品の販売、量り売りや簡易包装などの取組		
6 特定レジ袋の有料化		
7 レジ袋の使用の抑制を図るための呼び掛け等		
8 店頭回収の実施等		
9 食品ロス等の発生を抑える取組		
10 マイボトル等への飲料提供等		
11 使い捨てカトラリー類の使用抑制等		
レジ袋辞退率(%)		

注1 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注2 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、

C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等	実施状況(実績及び計画)		
	具体的な取組	実績	計画
区分1 基本的対策	(1) 再生利用可能な紙※の分別 (※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
	(2) 生ごみの分別		
	(3) プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
	(4) 缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
	(5) ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
	(6) 部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
	(7) 事業所から出るごみの種類・量の把握		
	(8) ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	(1) 従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
	(2) OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
	(3) ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
	(4) 従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
	(5) リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
	(6) 納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
	(7) 廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
	(8) ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等での事業所内の分別ルールの周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	(1) 施設周辺の清掃活動の実施		
	(2) 地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(利用客など)が排出するごみの分別徹底等	(1) 利用者(利用客など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
	(2) 利用者(利用客など)向けに分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
	(3) 利用者(利用客など)が排出したごみを含めた施設内の分別徹底(従業員による再分別など)		
区分5 食品ロス対策	(1) デジタル技術を活用した需要予測による発注の最適化		
	(2) 売れ残り商品のアプリなどを通じた販売		
	(3) 売れ残り食料品や端材等を活用した商品(総菜など)やメニューの提供		
	(4) 売れ残り食料品のフードバンクへの寄付や従業員への提供		
	(5) 売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示		
	(6) 賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売		
	(7) ニーズに合わせた量での販売(量り売り・ばら売り・小分け商品など)		

区分等		実施状況(実績及び計画)				
		具体的な取組	実績	計画		
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組		(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥などによる減量			
		(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)			
		(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)			
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定			
		使い捨てカトラリー類等の削減	(1)	使い捨てカトラリー類の素材変更(間伐材、紙素材など)		
			(2)	使い捨てカトラリー類の要否確認(必要分のみ取る仕組みなどを含む)		
	(3)		使い捨てカトラリー類の有料化			
	マイボトルの利用促進	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)			
		(2)	マイボトル利用者への特典の設定(ポイント付与など)			
		(3)	マイボトル売場での給水スポットマップ等の紹介			
	レジ袋等の削減	(1)	レジ袋・特定レジ袋の廃止(紙袋への移行など)			
		(2)	レジ袋・特定レジ袋の要否・枚数の確認			
		(3)	特定レジ袋への移行			
		(4)	レジ袋・特定レジ袋の有料化			
	容器包装類の削減	(1)	量り売り・ばら売り・はだか売りコーナーの設置			
		(2)	ハントレイ包装やプラスチックのふたの削減(ラップ包装)などの取組			
		(3)	サッカー台等のポリ袋の削減(適量使用を呼び掛ける表示など)			
		(4)	容器類の素材変更(バイオマスプラスチックや紙など)			
		(5)	詰め替え用商品や簡易包装商品への特典の設定(ポイント付与など)			
		(6)	マイ容器への量り売り販売			
		(7)	リユース容器の導入と、その回収・再使用の実施			
	環境配慮の呼び掛け	(1)	ごみの少ない買い物行動・商品選択などの呼び掛け(店内放送やポスター掲示など)			
		(2)	ごみの少ない商品・環境配慮商品の販売コーナーの設置			
		(3)	適正な分別・排出に関する売場表示(商品売場での充電式家電製品の適正排出に関する啓発、回収場所の案内など)			
	資源循環の推進	(1)	店頭回収の実施(ペットボトル、食品トレイ、電池類など)			
		(2)	不用品の下取り・リサイクルなどの実施			
		(3)	リサイクル素材を使った商品の積極的な販売			
		(4)	リユース品・リメイク品の販売			
		(5)	修理の実施・推進			
		(6)	フードドライブの実施			
(7)		店頭で回収した資源物を使った商品の販売(牛乳パック由来のトイレットペーパーなど)				
【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど						

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

2R取組等事業者報告書兼計画書【飲食店業者】

(宛先)		京都市長
提出年月日(年/月/日)		
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称	
	代表者名	
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号	
	住所	
連絡窓口担当者	所属部署名	
	氏名	
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)	
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail(代表メールアドレス)	

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。

計画の年度			
名称(屋号等)			
主たる業種分類の詳細			
店舗等の数			
事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)			
取組の実施状況(実施したもの又は実施予定のものに「○」)			
取組項目		前年度の実績	今年度の計画
1	食べキリの呼び掛けや小盛りメニューの紹介などの取組		
2	食べ残しの持ち帰り希望者への対応(衛生上の支障がない場合に限る)		
3	食品廃棄物等の発生を抑制する工夫		
4	マイボトル等への飲料提供等		
5	使い捨て食器等の削減に関する取組		

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、
C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等	実施状況(実績及び計画)		
	具体的な取組	実績	計画
区分1 基本的対策	(1) 再生利用可能な紙※の分別 (※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
	(2) 生ごみの分別		
	(3) プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
	(4) 缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
	(5) ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
	(6) 部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
	(7) 事業所から出るごみの種類・量の把握		
	(8) ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	(1) 従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
	(2) OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
	(3) ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
	(4) 従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
	(5) リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
	(6) 納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
	(7) 廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
	(8) ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等での事業所内の分別ルールの周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	(1) 施設周辺の清掃活動の実施		
	(2) 地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(利用客など)が排出するごみの分別徹底等	(1) 利用者(利用客など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
	(2) 利用者(利用客など)向けに分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
	(3) 利用者(利用客など)が排出したごみを含めた施設内の分別徹底(従業員による再分別など)		

区分等	実施状況(実績及び計画)					
	具体的な取組	実績	計画			
区分5 食品ロス対策	(1)	デジタル技術を活用した需要予測による発注の最適化				
	(2)	売れ残り商品のアプリなどを通じた販売				
	(3)	売れ残り食料品や端材等を活用した商品(総菜など)やメニューの提供				
	(4)	売れ残り食料品のフードバンクへの寄付や従業員への提供				
	(5)	量の選択が可能なメニューの提供と利用客への周知				
	(6)	「食べキリ」の呼び掛け(声掛けやポスター掲示など)				
	(7)	材料表示や注文時の確認を通じたアレルギー・好き嫌い等への対応				
	(8)	食べ残しの持ち帰りへの対応と利用客への周知				
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組	(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥などによる減量				
	(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)				
	(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)				
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定			
		使い捨てカトラリー類等の削減	(1)	使い捨てカトラリー類の不使用		
			(2)	使い捨てカトラリー類の素材変更(間伐材、紙素材など)		
			(3)	使い捨てカトラリー類の要否確認(必要分のみ取る仕組みなどを含む)		
			(4)	使い捨てカトラリー類の分別・リサイクル		
	(5)		店内飲食での使い捨て食器の不使用			
	マイボトルの利用促進	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)			
		(2)	マイボトル利用者への特典の設定(ポイント付与など)			
【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど						

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

2R取組等事業者報告書兼計画書【旅館業者等】

(宛先)		京都市長
提出年月日(年/月/日)		
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称	
	代表者名	
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号	
	住所	
連絡窓口担当者	所属部署名	
	氏名	
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)	
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail(代表メールアドレス)	

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。

計画の年度		
名称(屋号等)		
事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)		
取組の実施状況(実施したもの又は実施予定のものに「○」)		
取組項目	前年度の実績	今年度の計画
施設内での分別ごみ箱の設置(又は、従業員により分別を行う場合は、分別に関する周知・啓発の実施)		
使い捨ての日用品(宿泊用のアメニティグッズ)の提供等を抑制する取組		

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、
C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等	実施状況(実績及び計画)		
	具体的な取組	実績	計画
区分1 基本的対策	(1) 再生利用可能な紙※の分別 (※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
	(2) 生ごみの分別		
	(3) プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
	(4) 缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
	(5) ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
	(6) 部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
	(7) 事業所から出るごみの種類・量の把握		
	(8) ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	(1) 従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
	(2) OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
	(3) ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
	(4) 従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
	(5) リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
	(6) 納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
	(7) 廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
	(8) ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等での事業所内の分別ルールの周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	(1) 施設周辺の清掃活動の実施		
	(2) 地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(利用客・宿泊客など)が排出するごみの分別徹底等	(1) 利用者(利用客・宿泊客など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
	(2) 利用者(利用客・宿泊客など)向けの分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
	(3) 利用者(利用客・宿泊客など)が排出したごみを含めた施設内の分別(従業員による再分別など)		
	(4) 利用者(利用客・宿泊客など)からの資源物回収(店頭回収等)の実施		

区分等		実施状況(実績及び計画)				
		具体的な取組	実績	計画		
区分5 食品ロス対策		(1)	施設内の食堂(社員食堂など)や飲食店での「食べキリ」の呼び掛け(声掛けやポスター掲示など)			
		(2)	施設内の食堂(社員食堂など)や飲食店での量の選択が可能なメニューの提供と利用者への周知			
		(3)	食品発注の最適化(使いキリ等を進める工夫の実施)			
		(4)	売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示			
		(5)	賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売			
		(6)	ニーズに合わせた量での販売(量り売り・ばら売り・小分け商品など)			
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組		(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥による減量			
		(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)			
		(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)			
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定			
		レジ袋等の削減の取組	(1)	レジ袋・特定レジ袋の要否と必要枚数の確認(レジ袋購入カードの設置等含む)		
			(2)	特定レジ袋への移行		
			(3)	レジ袋・特定レジ袋の有料化		
	(4)		商品販売時のプラスチック容器包装類の削減・素材変更			
	マイボトルの利用促進	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)			
		(2)	給水スポット(給水場所・マイボトルが利用可能な店舗等)の周知			
		(3)	マイボトルの貸出(宿泊客等に向けた貸出)			
	使い捨てプラスチックの削減	(1)	使い捨てカトラリー類や食器等の要否確認・有料化など			
		(2)	使い捨てカトラリーの不使用			
		(3)	使い捨てカトラリーや宿泊用アメニティ用品のプラスチック以外の素材への変更			
		(4)	希望者のみにアメニティ用品を渡す仕組みの導入(アメニティバーを含む)			
		(5)	客室用シャンプー等での詰め替え可能なボトルタイプの採用			
		(6)	アメニティ用品持参の呼び掛け			
	【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど					

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

2R取組等事業者報告書兼計画書【大学】

(宛先)		京都市長
提出年月日(年/月/日)		
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称	
	代表者名	
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号	
	住所	
連絡窓口 担当者	所属部署名	
	氏名	
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)	
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail(代表メールアドレス)	

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。

計画の年度		
名称(建築物・キャンパス名等)		
事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)		
取組の実施状況(実施したもの又は実施予定のものに「○」)		
取組項目	前年度の実績	今年度の計画
学生に対するごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発		
大学内での分別ごみ箱の設置		

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、
C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等	実施状況(実績及び計画)		
	具体的な取組	実績	計画
区分1 基本的対策	(1) 再生利用可能な紙※の分別(※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
	(2) 生ごみの分別		
	(3) プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
	(4) 缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
	(5) ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
	(6) 部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
	(7) 事業所から出るごみの種類・量の把握		
	(8) ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	(1) 従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
	(2) OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
	(3) ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
	(4) 従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
	(5) リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
	(6) 納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
	(7) 廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
	(8) ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等での事業所内の分別ルール周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	(1) 施設周辺の清掃活動の実施		
	(2) 地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(学生など)が排出するごみの分別徹底等	(1) 利用者(学生など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
	(2) 利用者(学生など)向けに分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
	(3) 利用者(学生など)が排出したごみを含めた施設内の分別(従業員による再分別など)		
	(4) 利用者(学生など)からの資源物回収(店頭回収等)の実施		

区分等		実施状況(実績及び計画)			
		具体的な取組	実績	計画	
区分5 食品ロス対策		(1)	施設内の食堂(学生食堂など)や飲食店での「食べキリ」の呼び掛け(声掛けやポスター掲示など)		
		(2)	施設内の食堂(学生食堂など)や飲食店での量の選択が可能なメニューの提供と利用者への周知		
		(3)	食品発注の最適化(使いキリ等を進める工夫の実施)		
		(4)	売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示		
		(5)	賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売		
		(6)	ニーズに合わせた量での販売(量り売り・ばら売り・小分け商品など)		
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組		(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥による減量		
		(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)		
		(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)		
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定		
	レジ袋等の削減の取組	(1)	レジ袋・特定レジ袋の要否と必要枚数の確認(レジ袋購入カードの設置等含む)		
		(2)	特定レジ袋への移行		
		(3)	レジ袋・特定レジ袋の有料化		
		(4)	商品販売時のプラスチック容器包装類の削減・素材変更		
	マイボトルの利用促進	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)		
		(2)	給水スポット(給水場所・マイボトルが利用可能な店舗等)の周知		
	使い捨てプラスチックの削減	(1)	使い捨てカトラリー類や食器等の要否確認・有料化など		
		(2)	使い捨てカトラリーの不使用		
		(3)	使い捨てカトラリーのプラスチック以外の素材への変更		
	【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど				

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

第2号様式(第3条、第5条及び第8条関係)

【前年度の廃棄物の発生量等の実績】

1 事業系一般廃棄物の発生量等の実績

年度 4月～3月の実績	発生量	再生利用量	廃棄量	量の把握方法 ※6	処理方法	
	トン	トン	トン		再生利用の方法等※7	
	(A+B)	(A)	(B)		主な再生利用の方法	主な処理施設等
燃やすごみ※1						
再生 利用 可能 な もの ※5	ダンボール					
	その他古紙※2					
	その他雑がみ※3					
	生ごみ※4					
合計				再生利用率(A/(A+B)) (%)		

注 小数点以下第2位(小数第3位を四捨五入)まで記入してください。

※1 燃やすごみ・・・たばこの吸殻、使用済みのティッシュペーパー、床掃除のごみ、汚れ等により再生利用できない紙など

注 プラスチック類は、すべて産業廃棄物なので、燃やすごみの数量には記載しないでください。

※2 新聞、雑誌、OA用紙、秘密書類、シュレッダー紙

※3 チラシ・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋など

※4 食べ残し、調理くず、魚アラなど

※5 剪定枝・枯れ草、古布、紙おむつなど一般廃棄物で再生利用しているものがある場合は、「生ごみ」下の空欄に具体的な品目を記載

※6 量の把握方法:【1 重量の実測、2 容積の実測、3 回収委託業者からの報告・聞き取り、4 購入量に基づく把握、5 その他】から選択
実測については、サンプル測定による推計も含む。また、テナント店舗に係る把握が困難な場合、把握可能な店舗の実績に基づく推計値でも可。

※7 再生利用量が「0」の場合、記入は不要です。

2 産業廃棄物(20種類)のうち以下のものの発生量等の実績

年度 4月～3月の実績	発生量	再生利用量	廃棄量	量の把握方法※6
	トン	トン	トン	
	(A+B)	(A)	(B)	
缶				
びん				
ペットボトル				
プラスチック類(ビニール、弁当ガラ等)				
廃食用油				
合計				

注 小数点以下第2位(小数第3位を四捨五入)まで記入してください。

【備考】その他、記載することがあれば、記入してください。

第4号様式(第3条関係)

資源物の店頭回収実施状況 <店頭回収を実施している小売業者>

回収品目	年間回収量※1		備考※2
トレイ		kg	
紙パック		kg	
びん		kg	
缶(アルミ、スチール)		kg	
ペットボトル		kg	
卵パック		kg	
透明プラスチック容器		kg	
古紙類		kg	
古着類		kg	
その他 (空欄に 品目を記 入くださ い)		kg	
		kg	
		kg	
		kg	

※1 京都市内の店舗で回収した分について記入ください。近畿圏など、より広いエリアでの回収量のみ把握している場合は、市内店舗分を按分した数値を記入してください。

※2 容積(〇〇Lの袋〇〇個分など)や個数のみ把握している場合は、備考欄に把握している容積や個数を記入してください。

事業用大規模建築物減量計画書

(宛先)		京都市長	
提出年月日(年/月/日)			
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称		
	代表者名		
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号		
	住所		
連絡窓口 担当者	所属部署名		
	氏名		
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)		
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail(代表メールアドレス)		

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条第1項の規定により提出します。

【計画の年度、建築物及び廃棄物管理に係る基本情報】

計画の年度			
建築物の 名称、用途 等	建築物の名称(店舗名称等)		
	建築物の 所在地	郵便番号	
		行政区	
		所在地(行政区以降)	
	事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)		
	主たる業種分類※		
	主たる業種分類の詳細※		
建築物内の店舗・事業所等の数			
建築物の 管理者	氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称	
		代表者名	
		電話番号	
廃棄物管 理・保管場 所	再生利用をする 廃棄物の保管場 所	箇所数	
		床面積(m ²)	
	再生利用をしない 廃棄物の保管場 所	箇所数	
		床面積(m ²)	
廃棄物管理責任者	所属部署名		
	氏名		
	役職等		

※ 業種分類表に基づき、記入してください。

【今年度における廃棄物の種類及び一般廃棄物の発生量の見込み】

廃棄物の種類(今年度発生するものに「○」)	一般廃棄物	燃やすごみ※1			
		再生利用可能なもの	①ダンボール	②その他古紙※2	③その他雑がみ※3
	産業廃棄物のうち次のもの	④生ごみ※4	⑤その他再生利用しているもの		
		①缶	②びん		
		④プラスチックごみ(ビニール、弁当がらなど)	⑤廃食用油		
今年度の一般廃棄物の発生量の見込み等	発生量の見込み(A+B)	再生利用量の見込み(A)	廃棄量の見込み(B)	再生利用率の見込み(A/(A+B))	
	トン	トン	トン	%	

【廃棄物の回収委託業者等】

1 事業系一般廃棄物の回収委託業者等

区分	主な回収の委託業者等の名前	備考
燃やすごみ※1		廃棄物回収業者を記入
再生利用可能なもの※5	ダンボール	資源物回収業者名を記入 ※複数ある場合は、主な業者名を記入
	その他古紙※2	
	その他雑がみ※3	
	生ごみ※4	

2 産業廃棄物の回収委託業者等

区分	主な回収の委託業者等の名前	備考
缶		産業廃棄物回収業者名を記入 ※複数ある場合は、主な業者名を記入
びん		
ペットボトル		
プラスチック類(ビニール、弁当ガラ等)		
廃食用油		

※1 燃やすごみ・・・たばこの吸殻、使用済みのティッシュペーパー、床掃除のごみ、汚れ等により再生利用できない紙など

※2 新聞、雑誌、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙

※3 チラシ・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋など

※4 食べ残し、調理くず、魚アラなど

※5 剪定枝・枯れ草、古布、紙おむつなど一般廃棄物で再生利用しているものがある場合は、「生ごみ」下の空欄に具体的な品目を記載し、回収委託業者等を記載

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、
C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等	実施状況(実績及び計画)		
	具体的な取組	実績	計画
区分1 基本的対策	(1) 再生利用可能な紙※の分別(※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
	(2) 生ごみの分別		
	(3) プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
	(4) 缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
	(5) ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
	(6) 部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
	(7) 事業所から出るごみの種類・量の把握		
	(8) ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	(1) 従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
	(2) OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
	(3) ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
	(4) 従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
	(5) リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
	(6) 納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
	(7) 廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
	(8) ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等での事業所内の分別ルールの周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	(1) 施設周辺の清掃活動の実施		
	(2) 地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(利用者・宿泊客、学生など)が排出するごみの分別徹底等	(1) 利用者(利用者・宿泊客、学生など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
	(2) 利用者(利用者・宿泊客、学生など)向けに分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
	(3) 利用者(利用者・宿泊客、学生など)が排出したごみを含めた施設内の分別(従業員による再分別など)		
	(4) 利用者(利用者・宿泊客、学生など)からの資源物回収(店頭回収等)の実施		

区分等	実施状況(実績及び計画)					
	具体的な取組	実績	計画			
区分5 食品ロス対策	(1)	施設内の食堂(社員食堂、学生食堂など)や飲食店での「食べきり」の呼び掛け(声掛けやポスター掲示など)				
	(2)	施設内の食堂(社員食堂、学生食堂など)や飲食店での量の選択が可能なメニューの提供と利用者への周知				
	(3)	食品発注の最適化(使い切り等を進める工夫の実施)				
	(4)	売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示				
	(5)	賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売				
	(6)	ニーズに合わせた量での販売(量り売り・ばら売り・小分け商品など)				
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組	(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥による減量				
	(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)				
	(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)				
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定			
		レジ袋等の削減の取組	(1)	レジ袋・特定レジ袋の要否と必要枚数の確認(レジ袋購入カードの設置等含む)		
			(2)	特定レジ袋への移行		
			(3)	レジ袋・特定レジ袋の有料化		
	(4)		商品販売時のプラスチック容器包装類の削減・素材変更			
	マイボトルの利用促進	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)			
		(2)	給水スポット(給水場所・マイボトルが利用可能な店舗等)の周知			
		(3)	マイボトルの貸出(宿泊客等に向けた貸出)			
	使い捨てプラスチックの削減	(1)	使い捨てカトラリー類や食器等の要否確認・有料化など			
		(2)	使い捨てカトラリーの不使用			
		(3)	使い捨てカトラリーや宿泊用アメニティ用品のプラスチック以外の素材への変更			
		(4)	希望者のみにアメニティ用品を渡す仕組みの導入(アメニティバーを含む)			
		(5)	客室用シャンプー等での詰め替え可能なボトルタイプの採用			
		(6)	アメニティ用品持参の呼び掛け			
	【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど					

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

特定食品関連事業者減量計画書(食品小売業者・飲食店業者等)

(宛先)		京都市長	
提出年月日(年/月/日)			
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称		
	代表者名		
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号		
	住所		
連絡窓口担当者	所属部署名		
	氏名		
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)		
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail(代表メールアドレス)		

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第26条第2項の規定により提出します。

【計画の年度、基本情報及び廃棄物の種類等】

計画の年度				
名称(屋号等)				
業種	主たる業種分類			
	主たる業種分類の詳細			
店舗等の数				
事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)				
事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針(実施済又は計画年度に実施見込みのものに「○」)	ごみの種類・量の把握			
	ごみ減量・リサイクル率等の目標設定			
	従業員教育等を通じた組織内でのごみ減量・リサイクル率等の目標の共有			
廃棄物の種類(今年度発生するものに「○」)	一般廃棄物	燃やすごみ※1		
		再生利用可能なもの	①ダンボール	②その他古紙※2
	産業廃棄物のうち次のもの	④生ごみ※4	⑤その他再生利用しているもの	
		①缶	②びん	③ペットボトル
		④プラスチックごみ(ビニール、弁当がらなど)	⑤廃食用油	
今年度の一般廃棄物の発生量の見込み等	発生量の見込み(A+B)	再生利用量の見込み(A)	廃棄量の見込み(B)	再生利用率の見込み(A/(A+B))
	トン	トン	トン	%

※1 燃やすごみ・・・たばこの吸殻、使用済みのティッシュペーパー、床掃除のごみ、汚れ等により再生利用できない紙など

※2 新聞、雑誌、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙

※3 チラシ・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋など

※4 食べ残し、調理くず、魚アラなど

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、
C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等		実施状況(実績及び計画)			
		具体的な取組	実績	計画	
区分1 基本的対策	共通	(1)	再生利用可能な紙※の分別(※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
		(2)	生ごみの分別		
		(3)	プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
		(4)	缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
		(5)	ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
		(6)	部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
		(7)	事業所から出るごみの種類・量の把握		
		(8)	ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	共通	(1)	従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
		(2)	OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
		(3)	ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
		(4)	従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
		(5)	リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
		(6)	納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
		(7)	廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
		(8)	ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等での事業所内の分別ルールの周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	共通	(1)	施設周辺の清掃活動の実施		
		(2)	地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(利用客など)が排出するごみの分別徹底等	共通	(1)	利用者(利用客など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
		(2)	利用者(利用客など)向けに分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
		(3)	利用者(利用客など)が排出したごみを含めた施設内の分別徹底(従業員による再分別など)		

区分等		実施状況(実績及び計画)				
		具体的な取組	実績	計画		
区分5 食品ロス対策	共通	(1)	デジタル技術を活用した需要予測による発注の最適化			
		(2)	売れ残り商品のアプリなどを通じた販売			
		(3)	売れ残り食料品や端材等を活用した商品(総菜など)やメニューの提供			
		(4)	売れ残り食料品のフードバンクへの寄付や従業員への提供			
	飲食等	(5)	量の選択が可能なメニューの提供と利用客への周知			
		(6)	「食べ盛り」の呼び掛け(声掛けやポスター掲示など)			
		(7)	材料表示や注文時の確認を通じたアレルギー・好き嫌い等への対応			
		(8)	食べ残しの持ち帰りへの対応と利用客への周知			
	小売業	(9)	売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示			
		(10)	賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売			
		(11)	ニーズに合わせた量での販売(量り売り・ばら売り・小分け商品など)			
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組	共通	(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥などによる減量			
		(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)			
		(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)			
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	共通	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定		
	使い捨てカトラリー類等の削減	共通	(1)	使い捨てカトラリー類の素材変更(間伐材、紙素材など)		
			(2)	使い捨てカトラリー類の要否確認(必要分のみ取る仕組みなどを含む)		
		飲食等	(3)	使い捨てカトラリー類の不使用		
			(4)	使い捨てカトラリー類の分別・リサイクル		
			(5)	店内飲食での使い捨て食器の不使用		
	小売業	(6)	使い捨てカトラリー類の有料化			
		マイボトルの利用促進	共通	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)	
	(2)			マイボトル利用者への特典の設定(ポイント付与など)		
	レジ袋等の削減	小売業	(3)	マイボトル売場での給水スポットマップ等の紹介		
			(1)	レジ袋・特定レジ袋の廃止(紙袋への移行など)		
			(2)	レジ袋・特定レジ袋の要否・枚数の確認		
			(3)	特定レジ袋への移行		
	(4)	レジ袋・特定レジ袋の有料化				

区分等			実施状況(実績及び計画)			
			具体的な取組	実績	計画	
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	容器包装類の削減	小売業	(1)	量り売り・ばら売り・はだか売りコーナーの設置		
			(2)	ハントレイ包装やプラスチックのふたの削減(ラップ包装)などの取組		
			(3)	サッカー台等のポリ袋の削減(適量使用を呼び掛ける表示など)		
			(4)	容器類の素材変更(バイオマスプラスチックや紙など)		
			(5)	詰め替え用商品や簡易包装商品への特典の設定(ポイント付与など)		
			(6)	マイ容器への量り売り販売		
			(7)	リユース容器の導入と、その回収・再使用の実施		
	環境配慮の呼び掛け	小売業	(1)	ごみの少ない買い物行動・商品選択などの呼び掛け(店内放送やポスター掲示など)		
			(2)	ごみの少ない商品・環境配慮商品の販売コーナーの設置		
			(3)	適正な分別・排出に関する売場表示(商品売場での充電式家電製品の適正排出に関する啓発、回収場所の案内など)		
	資源循環の推進	小売業	(1)	店頭回収の実施(ペットボトル、食品トレイ、電池類など)		
			(2)	不用品の下取り・リサイクルなどの実施		
			(3)	リサイクル素材を使った商品の積極的な販売		
			(4)	リユース品・リメイク品の販売		
			(5)	修理の実施・推進		
			(6)	フードドライブの実施		
			(7)	店頭で回収した資源物を使った商品の販売(牛乳パック由来のトイレットペーパーなど)		

【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

特定食品関連事業者減量計画書(旅館業者等)

(宛先)		京都市長
提出年月日(年/月/日)		
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称	
	代表者名	
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号	
	住所	
連絡窓口担当者	所属部署名	
	氏名	
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)	
	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail(代表メールアドレス)	

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第26条第2項の規定により提出します。

【計画の年度、建築物及び廃棄物管理に係る基本情報】

計画の年度					
名称(屋号等)					
業種	主たる業種分類				
	主たる業種分類の詳細				
事業の用に供する部分の床面積の合計(m ²)					
事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針(実施済又は計画年度に実施見込みのものに「○」)		ごみの種類・量の把握			
		ごみ減量・リサイクル率等の目標設定			
		従業員教育等を通じた組織内でのごみ減量・リサイクル率等の目標の共有			
廃棄物の種類(今年度発生するものに「○」)	一般廃棄物	燃やすごみ※1			
		再生利用可能なもの	①ダンボール	②その他古紙※2	③その他雑がみ※3
	産業廃棄物のうち次のもの	④生ごみ※4	⑤その他再生利用しているもの	/	
		①缶	②びん		
		④プラスチックごみ(ビニール、弁当がらなど)	⑤廃食用油		
今年度の一般廃棄物の発生量の見込み等	発生量の見込み(A+B)	再生利用量の見込み(A)	廃棄量の見込み(B)	再生利用率の見込み(A/(A+B))	
	トン	トン	トン	%	

※1 燃やすごみ・・・たばこの吸殻、使用済みのティッシュペーパー、床掃除のごみ、汚れ等により再生利用できない紙など

※2 新聞、雑誌、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙

※3 チラシ・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋など

※4 食べ残し、調理くず、魚アラなど

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)

S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、
C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし

【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択

◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等	実施状況(実績及び計画)		
	具体的な取組	実績	計画
区分1 基本的対策	(1) 再生利用可能な紙※の分別(※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)		
	(2) 生ごみの分別		
	(3) プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別		
	(4) 缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別		
	(5) ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示		
	(6) 部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)		
	(7) 事業所から出るごみの種類・量の把握		
	(8) ごみ減量・リサイクル率などの目標設定		
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	(1) 従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)		
	(2) OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定		
	(3) ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進		
	(4) 従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)		
	(5) リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用		
	(6) 納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼		
	(7) 廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用		
	(8) ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施(研修、朝礼等での事業所内の分別ルール周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど)		
区分3 周辺清掃活動等の実施(S=週1回以上、A=月1回以上、B=年2回以上、C=年1回以上、D=実施なし)	(1) 施設周辺の清掃活動の実施		
	(2) 地域のごみ減量活動への参加・貢献(フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む)		
区分4 施設の利用者(利用客・宿泊客など)が排出するごみの分別徹底等	(1) 利用者(利用客・宿泊客など)に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施		
	(2) 利用者(利用客・宿泊客など)向けに分別ごみ箱の設置(プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど)		
	(3) 利用者(利用客・宿泊客など)が排出したごみを含めた施設内の分別(従業員による再分別など)		
	(4) 利用者(利用客・宿泊客など)からの資源物回収(店頭回収等)の実施		

区分等	実施状況(実績及び計画)					
	具体的な取組	実績	計画			
区分5 食品ロス対策	(1)	施設内の食堂(社員食堂など)や飲食店での「食べキリ」の呼び掛け(声掛けやポスター掲示など)				
	(2)	施設内の食堂(社員食堂など)や飲食店での量の選択が可能なメニューの提供と利用者への周知				
	(3)	食品発注の最適化(使いキリ等を進める工夫の実施)				
	(4)	売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示				
	(5)	賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売				
	(6)	ニーズに合わせた量での販売(量り売り・ばら売り・小分け商品など)				
区分6 生ごみ減量・リサイクルの取組	(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥による減量				
	(2)	生ごみのリサイクル(処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など)				
	(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクルループの構築)				
区分7 プラスチック対策関連(施設の利用者向けの取組)	全般	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定			
		レジ袋等の削減の取組	(1)	レジ袋・特定レジ袋の要否と必要枚数の確認(レジ袋購入カードの設置等含む)		
			(2)	特定レジ袋への移行		
			(3)	レジ袋・特定レジ袋の有料化		
	(4)		商品販売時のプラスチック容器包装類の削減・素材変更			
	マイボトルの利用促進	(1)	マイボトルへの飲料提供(ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など)			
		(2)	給水スポット(給水場所・マイボトルが利用可能な店舗等)の周知			
		(3)	マイボトルの貸出(宿泊客等に向けた貸出)			
	使い捨てプラスチックの削減	(1)	使い捨てカトラリー類や食器等の要否確認・有料化など			
		(2)	使い捨てカトラリーの不使用			
		(3)	使い捨てカトラリーや宿泊用アメニティ用品のプラスチック以外の素材への変更			
		(4)	希望者のみにアメニティ用品を渡す仕組みの導入(アメニティバーを含む)			
		(5)	客室用シャンプー等での詰め替え可能なボトルタイプの採用			
		(6)	アメニティ用品持参の呼び掛け			
	【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど					

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。